

<h1>「NO!監視」ニュース</h1>	第二号	<h2>監視社会を拒否する会</h2> <p>共同代表 伊藤成彦・北野弘久・田島泰彦 福島 至・村井敏邦 連絡先 〒164-0012 東京都中野区本町 6-22-16-805 Tel 03-5328-0656 Fax 03-5328-0657</p>
----------------------	-----	---

## 7月24日、監視社会を拒否する会が、総務省に抗議文を提出 ——人権侵害の「ストリートビュー」サービスを容認するな——

総務大臣 殿

2009年7月24日

「ストリートビュー」サービスを容認する総務省の「提言(案)」に抗議する

監視社会を拒否する会

共同代表 伊藤成彦(中央大学名誉教授) 北野弘久(日本大学名誉教授)  
田島泰彦(上智大学教授) 福島 至(龍谷大学教授)  
村井敏邦(龍谷大学教授)

(1) 総務省は、6月22日、グーグル社の「ストリートビュー」サービスについて、プライバシー侵害や肖像権侵害の違法性はなく、個人情報保護法にも違反しないとする「提言(案)」をまとめた。

「ストリートビュー」については、研究者・弁護士・市民・労組158人2団体による中止要請、地方自治体の40件にのぼる意見書の採択、福岡県弁護士会と新潟県弁護士会の会長の「声明」の発表をはじめとして、そのサービスの中止をもとめる声が多くあがっている。この声を全く無視して総務省が「提言(案)」をまとめたことに、私たちは強く抗議する。

(2) この「提言(案)」を作成した作業部会は7人のメンバーで構成されているが、そこには当の調査の対象となっているグーグル社のメンバーが加わっている。さらに同種の事業をおこなっているNTTレゾナント社、また海外において同種の事業をおこなっているマイクロソフト社のメンバーも作業部会に加わっている。実に7人のうち3人が当事者なのである。これでは自分が作成した試験問題に自ら解答し合格点を与えたと言わざるを得ず、およそ公平・公正で客観的な「提言(案)」とは言い難い。

(3) 「提言(案)」においては、撮影行為・データの保管・データの公開のうち、公開されている画像をもっぱら検討の対象としている。だが、通行中の市民を

勝手に撮影し、データを保管することは、重大なプライバシー侵害である。このことについて十分な検討をせず、公開画像で「ぼかし処理等を施す等の適切な配慮がなされている限り、サービスの大部分は違法となることはない」として、「ストリートビュー」を容認するのは全く一面的、一方的である。

そればかりではない。グーグル社は、オランダで顔をぼかし処理する前の画像を、事件捜査に関連して警察に提供していたと報道されている。ところが、グーグル社の代表は、今年2月の東京都情報公開・個人情報保護審議会において、「元データは保管していない」と全く矛盾したことを答弁しているのである。審議会で答弁したグーグル社の代表は今回の作業部会に加わっているグーグル社の代表と同一人物であるが、この答弁には重大な疑惑があると指摘せざるをえない。

(4) 昨年8月に突然開始されたグーグル社の「ストリートビュー」サービスは、公共空間を通行する市民や車、住宅や個人の庭などを無断で撮影し、本人の同意なくこれをインターネット上に公開するものであり、プライバシーを保障した憲法13条に違反する人権侵害の事業である。しかも、その撮影データが名前や住所などの他の個人情報とむすびつけられることによって、監視社会を一層促進する危険なものである。

政府・総務省は、7月末にもこの「提言(案)」を政府見解として最終決定しようとしている。私たちは「提言」を決定しないよう強く求める。

【毎日.jp】 ストリートビュー:「容認」総務省提言案に市民団体が抗議

当会の抗議文提出を報道する記事

街並みの画像をインターネットで公開しているグーグルの「ストリートビュー」を個人情報保護法に違反しないとした総務省の研究会の提言案について、市民団体「監視社会を拒否する会」(共同代表、伊藤成彦・中央大名誉教授ら5人)は24日、「通行中の市民を勝手に撮影し、データを保管することは重大なプライバシー侵害だ」との抗議文を同省に提出した。

抗議文では「提言案を作成した作業部会メンバー7人のうち3人がグーグル社員を含む同種の事業者だ。公正・公平で客観的とは言えない」と批判した。総務省は「提言は関係者がいない研究会で最終的に決める」と説明している。

毎日新聞 2009年7月24日 20時54分

<http://mainichi.jp/life/electronics/news/20090725k0000m040083000c.html>

「ストリートビュー」容認  
総務省提言案に抗議  
街並みの画像をインターネットで公開しているグーグルの「ストリートビュー」を個人情報保護法に違反しないとした総務省の研究会の提言案について、市民団体「監視社会を拒否する会」(共同代表、伊藤成彦・中央大名誉教授ら5人)は24日、「通行中の市民を勝手に撮影し、データを保管することは重大なプライバシー侵害だ」との抗議文を同省に提出した。

毎日新聞朝刊  
7月25日付

第3回監視社会研究会 2008年4月23日

## ドイツにおけるテロ対策法制・監視カメラに対する規制

武藤糾明 弁護士

第3回監視社会研究会では、武藤糾

明弁護士に「ドイツにおけるテロ対策法制・監視カメラに対する規制」というテーマで報告していただきました。

武藤弁護士は、日弁連第50回人権擁護大会シンポジウム（2007年11月）の準備のために、2007年6月に、ドイツへ視察に行かれています。研究会では、その時の聞き取り調査であきらかになったことも報告していただきました。以下、武藤先生の報告を事務局でまとめました。

\*\*\*\*\*

### 1 ドイツにおけるテロ対策法制

ドイツのテロ対策法制は日本よりはるかに進んでしまっています。ドイツの監視カメラ規制も、テロ対策や監視社会の枠組みのなかでとらえた方がいいと思います。

#### 2001年9・11テロまで

1976年に、「テロリズム団体結成の罪」が設けられました。9・11テロ以降のテロ対策法制は、実はこの「テロリズム団体結成の罪」の拡大によつ

てつくられてきています。テロ対策法制の柱は、「テロリズム団体結成の罪」の構成要件の拡大と、個人情報収集・蓄積・利用にあります。

#### 2001年9・11テロ以後

##### 〈第1次テロ対策法〉

宗教的な内心の自由については結社禁止の必要性・利益と比較できないので、これまで宗教団体は結社法の適用から除外されてきました。ところが2001年に宗教団体への適用除外規定が削除されました。

さらに、犯罪的団体やテロリスト団体がおこなう宣伝の一部の犯罪化が決められました。当該の団体に勧誘するような宣伝をしたらそれだけで犯罪になるというもので、表現行為自体を犯罪とみなすことがこの時点で既にこなわれています。

##### 〈第2次テロ対策法〉

2002年には、おおがかりな国際的テロリズム対策のための法律が制定されています。国防的な観点と警察的

な観点から、省庁横断的な監視・管理を強化する総合的な法律の制定がおこなわれました。さらに憲法擁護法等が改正されて、情報機関による情報収集の権限と範囲が拡大されました。

ドイツには、憲法擁護庁・軍事諜報局・連邦情報局という3つの情報機関があります。一見すると憲法擁護庁は人権擁護機関のように見えますが、特殊な任務を負っている情報機関です。

憲法擁護庁と軍事諜報局の任務に、「国際協調の思想に反する活動」についての情報の収集及び評価が加わりました。

連邦憲法擁護庁が、電話だけでなくメールやインターネットへのアクセスのデータ——誰が、いつ、誰に、メールを出したか。誰が、いつ、どのようなHPにアクセスしたか——を入手することが可能となりました。

16才以上のドイツ人が所持を義務づけられている身分証明書にも、指紋・虹彩等を取り入れることが可能となりました。外国人については、宗教上の所属に関するデータの蓄積、すべての

外国人登録簿データの検索等、情報収集・管理が一举に拡大されました。マネーロンダリング対策として、「疑わしい取引」の範囲も資金洗浄以外にテロリスト団体への資金提供に資する取引も該当するとされ、弁護士等も「疑わしい取引」について、守秘義務が優先されるとはいえ、提供が義務化されました。

## 2004年以降

2004年に「共同テロ防止センター」が設置されました。連邦憲法擁護庁、連邦刑事局、連邦情報局、軍事諜報局、連邦警察、州の憲法擁護庁等から派遣された職員で構成されています。

テロ対策データベース法の制定で、連邦刑事局の監督下において、一定の要件を満たせば、警察が秘密情報機関（連邦情報局）のデータベースにアクセスできるようにしました。事業ごとのデータベース法の制定で、憲法擁護庁・軍事諜報局・連邦情報局が使用

するデータベースは制限がゆるやかになり、どういう目的なら使用してよいかという限定すらなく、目的外利用の禁止という規定もありません。

## 連邦憲法裁判所による違憲判決

「テロ対策」「犯罪対策」の名の下に、情報自己決定権をゆずるのはある程度仕方がないという大きな法改正がおこなわれています。しかし、これに対して、連邦憲法裁判所がかなり有効な対応をしています。

### 大盗聴違憲判決 2004年

電話盗聴Ⅱ「小盗聴」に対して、それ以外の盗聴を「大盗聴」と言います。ドイツ基本法——日本の憲法にあたります——13条の改正によって、住居に盗聴器を仕掛けて会話を盗聴することが一定の要件のもとで認められました。この改正について、連邦憲法裁判所は、「改正の限界を超えるものではないが、法律の授權は、人間の尊厳の不可侵の確保を含むものでなければな

らない。絶対的保護領域からの情報収集は許容されない」としました。

### 予防的遠隔通信監視違憲判決 2005年

メール（遠隔通信）の内容を警察が見ることを可能としたニーダーザクセン州警察法を、連邦憲法裁判所は、「規範特定性及び規範明白性という法治国原則に違反する」ものであり違憲としました。

### スクリーニング捜査違憲判決 2006年

大量に個人情報収集しデータマッピングして犯人を絞り込む捜査（スクリーニング捜査）は、発生した犯罪の捜査では認められています。この捜査手法をさらに犯罪予防や事前捜査においても認められた州法の改正について、連邦憲法裁判所は、「犯罪の具体的危険がないところでの情報収集は違憲である」としました。

ドイツの連邦憲法裁判所は、日本の最高裁判所とは全然異なっており、「立法・行政・司法」のうえに、いわば立

つています。連邦憲法裁判所の決定に国会はただちに従わなくてははいけませんし、連邦憲法裁判所の決定にそって連邦法や州法も改正されます。ドイツでは、こうした連邦憲法裁判所による違憲判決によって、テロ対策法制にもとづいておこなわれてきた監視や事前捜査が一部修正されています。

## 2 ドイツの監視カメラ規制

### 市民や商店街による自治体所有の道路への監視カメラ設置は禁止

ドイツでは、駅や空港、競技場等の公共空間には1万5千台ほどの監視カメラがつけられています。これらは国境警備隊が管轄していますが、その他の公共空間のカメラは州警察が管轄するということに権限分配されています。バスの中にも監視カメラがつけられています。警察設置の街頭監視カメラは最近まで100カ所にしか設置されていませんでした。駅や空港の監視

カメラに対する規制はゆるいところはありますが、自治体が所有している道路に一般市民や商店街がカメラを設置するのは許されていません。

ドイツでは、監視カメラを批判する人が半数ぐらいいると言われています。批判する人は、監視カメラに監視されているという意識のもとでは、人びとが萎縮してしまい自然に行動しなくなるのではないかと、そして収集されたデータによる個人情報プロファイルが統合され個人が丸裸になってしまうおそれがあると反対しています。

### データ保護監察官の設置

#### ― 政府から独立した第三者機関 ―

日本の個人情報保護法に当たるものとして、ドイツではデータ保護法というものがあり、その一項目として監視カメラ条項があります。また、連邦にはデータ保護監察官がいて、連邦政府の設置する監視カメラを監視し、問題があり要件を満たさない監視カメラの設置に関しては、撤去を求めたりして

います。必要以上に監視をしていると判断した場合には、例えば人の顔を識別できないようにレンズの解像度を下げるとか、公共の道路が映ってしまうのでカメラの角度を動かさないようにしろとか等の改善を勧告します。

データ保護監察官は個人情報保護をはかることを役割にしているので非常に熱心に仕事をしています。監視カメラについても「技術的な発展は人権侵害の危険を増しているけれども、人権を守る方向で技術は開発されなければいけない」という問題意識を持っています。

データ保護監察官の設置は、連邦憲法裁判所の国勢調査違憲判決（1983年）がバックグラウンドになっています。政府が国勢調査をおこなう際に国民一人ひとりに番号をつけてその効率化をはかろうとしましたが、連邦憲法裁判所は、番号をつけること自体が憲法違反であると判断しました。（政府に収集された個人情報、どのようにな統合されて、どのように利用されるのか、何に使われるかわからない。行

動を萎縮させるおそれがあり、これは社会にとっても損失になる」という内容の非常に格調高い判決です。この判決をもとに連邦データ保護法が改正されました。このとき認められた情報自己決定権を保護するために、政府から独立したデータ保護監察官が連邦及び各州のレベルでおかれました。この方針は、1995年にEU指令に採用され、それ以来EUでは、公権力が収集した情報をどのように取扱っているのかを監視するために、政府から独立した第三者機関がおかれています。

#### 厳格にチェックされる

#### 監視カメラの必要性・有効性

#### ノルトライン＝ヴェストファーレン（NW）州

この州は、ドイツで一番監視カメラの規制が厳しい州です。データ保護監察官は、連邦や各州に一人しかいませんが20人ほどのスタッフがその活動を支えています。NW州の現在のデータ保護監察官は、前職は連邦憲法裁判所

の調査官であった人で、このようにリベラルな人が州議会で任命されています。任期保障・身分保障もされ独立した判断を下し徹底的に監視カメラとたたかっています。

例えば警察が街頭に監視カメラをつけようとする、警察から事前に相談を受けることもあるし、自分から質問状を出すこともあります。場合によっては立ち入り調査も当然おこないます。犯罪多発地帯という州警察の要件を満たさなければカメラは設置されないし、他の方法で予防できるならば設置は許されません。あるいはその設置の効果が見込まれないならば設置は認められません。

このNW州では、データ保護監察官が、州の行政機関や民間部門（企業等）が設置する監視カメラの是非についても勧告しています。例えば市のゴミ処理場で一般市民がキチンと分別しているかどうかを監視するためのカメラの設置については、市が文字どおり分別のためだと言ったので許されないと勧告しました。「もしも市がゴミに爆発

物が混じっていないかどうかを検索するためだと主張し、①爆発物が持ち込まれる一般的な危険性があること（必要性）、②持ち込まれた爆発物を発見できるように常にモニタリングしていること（有効性）、という要件を満たしたら許さざるを得なかった。しかし、市の目的はゴミの分別をキッチンとやっているかどうかを監視することだったので、その程度のことであれば許されない」ということでした。

地下道が薄暗いので犯罪防止のために監視カメラをつけたいと警察が言っても、データ保護監察官は、現場を明るくすれば犯罪防止ははかれるというので設置するなど勧告しています。警察は一応この勧告を守っています。交通行政の渋滞防止のカメラについては、ナンバープレートや人の顔が映らないようにレンズの解像度を下げて撮影するという条件で許可しています。ドイツ中で警察設置の街頭監視カメラはわずかの期間ですごく増えて現在では170カ所になっていますが、このNW州では4カ所しか認めています

ん。「なぜそんなに厳格なんですか」とデータ保護監察官に聞いてみると、「ドイツではナチスの経験があり、指紋をはじめとした様々な情報の提供が逮捕とか処罰につながった経験がある。東ドイツでも1960年頃までは似たようなことがあった。そういう経験があったことをみんなキッチンと認識している」と言っていました。過去の苦い経験という点では日本も同じですが、日本人は忘れっぽいですからね。

さらに、日本と違うと思うのは、データ保護監察官だけでなく、裁判官の意識が高いことです。警察が殺人事件の捜査のために高速道路の監視カメラに対して差押え令状を裁判官に求めたことがあります。裁判官はこれはカメラ設置の目的外利用であるとして拒否しました。

### ヘッセン州

データ保護監察官を最初に設置した州ですが、全国170カ所の街頭監視カメラの内50カ所がヘッセン州に設置されています。ヘッセン州では、デー

タ保護監察官は行政機関のデータ保護だけを監督していて、民間部門のデータ保護は州の内務省が監督するというように役割分担をしています。

ドイツでは州のデータ保護監察官と州の内務省という役所が半々ぐらいで民間部門のデータ保護を監督するとなっています。データ保護監察官は行政から独立した機関でなければならぬはずのものであって、EU指令ではこれが採用されているので、州の内務省が監督しているところは罰金みたいなものを科されるのではないか、と言われていました。

それでもヘッセン州では、州の内務省が民間団体の監視カメラに対する規制を積極的におこなっていて、設置を禁止した事例が100件以上あるそうです。監視カメラをつけようという動きが強い中で、ヘッセン州では少なくとも民間部門では設置の拡大を阻止しているし、州の行政機関による設置に関して、データ保護監察官の話によれば、苦情申立があった内の10%、30件ぐらいは取り外しを勧告しているそ

うです。

データ保護監察官は、監視カメラの監視だけをしているわけではなく、個人情報等の不当な取り扱いがなされていないかどうかを全般的にチェックしている、かなりの体制をとってしっかりと監督をしています。どうしてもそのカメラをつけなければいけないのかという必要性や有効性などがかなり厳格にチェックされています。限定された範囲ではあるけれども、街頭での監視カメラについてはかなり厳しく規制しているのがドイツの実態ではないかと思いました。

カンパをお願いします

郵便振替

口座番号 00140 - 9 - 498989

口座名 監視社会を拒否する会



警察庁は、2009年度中に全国15カ所の住宅街に監視カメラを設置し防犯ボランティア団体などに運用管理させるという新たな計画を進めています。警視庁は、2002年、「犯罪多発地帯だから」という理由をつけて、新宿・歌舞伎町に警視庁直轄の「街頭防犯カメラシステム」をはじめて設置しました。その後、警視庁は、渋谷・池袋・上野・六本木に「街頭防犯カメラシステム」を設置してきました。これらにふまえて、警察庁は、「犯罪多発地帯」とはおおよそ言えない住宅街に、監視カメラを設置することに踏み切ったのです。私たちは、警察主導のもとに住民を相互に監視させる新たな監視・管理体制の構築を決して許してはなりません。